第７章　持続可能な観光指標の意義について
―農泊地域による活用可能性―

平形　和世

１．はじめに

2020 年 6 月，観光庁は，各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）の持続可能な観光地マネジメント促進を目的として，「日本版持続可能な観光ガイドライン」（Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations）（以下，「JSTS-D」）を公表した。我が国では，訪日外国人旅行者の急速な増加も一因として，一部の地域で地域住民や訪問する旅行者の間で混雑やマナー違反などの問題への関心が高まった。こうした，いわゆるオーバーツーリズム問題などを背景に，観光庁では 2018 年から，持続可能な観光の実現に向けて国内の実態把握や今後の取組の方向性について検討が進められていたが，ガイドラインの公表は，奇しくも新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の最中となった。現在，本ガイドラインの普及促進を目的に，全国でモデル事業が実施されている(1)。JSTS-D は，グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会（Global Sustainable Tourism Council）（以下，「GSTC」）が開発した観光地向けの指標（GSTC Destination Criteria）（以下，「GSTC-D」）に準拠しており，モデル地区では，GSTC 公認のトレーニングプログラムや，危機管理やエコツーリズム等について有識者による指導等が行われる。観光庁のウェブサイト(2)では，本ガイドラインについて，「今から始められる，with コロナ，after コロナ禍での持続可能な観光を実現するための情報が満載」と表現している。旅行者が過多な状況でも過少な状況でも，目指すところは持続可能な観光ということだろう。また，（一財）運輸総合研究所は，観光庁，国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所等の関係機関，有識者からなる委員会を設置し，指標等を活用した持続可能な観光地域経営についての実践的な議論を重ね，2022 年 3 月，「観光を活用した持続可能な地域経営に関する手引き」（以下，「持続可能な地域運営手引き」）を公表した。

他方，農林水産省では，2017 年度から農山漁村における所得向上や雇用の増大を図ることを目的に，「農泊」を持続的なビジネスとして推進し，農泊地域を支援してきた。これまで 599 地域（2021 年度末）が農泊地域として採択されている。2019 年に公表された「農泊推進のあり方検討会(3)　中間とりまとめ」においては，本中間とりまとめが持続的な農村ビジネスの確立と普及に不可欠な農村アントレプレナーシップの育成に向けて有益な指針を提供し，農泊コンテンツの整備が進み，交流人口の増加から所得と雇用を生み出しその活性化をもたらし，住みよく持続可能な農山漁村地域を実現し，ひいては食が安定的に供給されるという好循環が生まれることを期待すると締めくくられている。また，2021 年には農林水産省に，農山漁村の多様な地域資源の有効活用等について，幅広く関

係者間で情報共有し，次の時代の農泊のあり方を模索することを目的として「多様な地域資源の更なる活用に関する農泊推進研究会」が設置され，議論が進められている。持続的な農泊ビジネス・農泊地域，農泊による持続可能な農山漁村の実現を目指していることは間違いない。実際，持続可能な農泊の実践との観点から，（一社）日本ファームステイ協会の品質評価支援研究所が，農泊宿泊施設や体験教育施設の評価項目を定め，2021 年度から農泊品質評価支援制度を始めており，農泊品質評価員育成や評価支援事業等を行っている。今後農泊地域が持続可能性を高めることを目指す上で，観光地向けの観光指標等を活用することも想定されるが，JSTS-D はじめ観光地向けの持続可能な指標等を活用した農泊地域の運営についてはまだ十分な議論がなされていない。本稿では，持続可能な農泊に関する議論に資するため，持続可能な観光指標の策定経緯やその内容を整理し，その意義を明らかにすることを目的とする。

文献に基づいて，持続可能な観光といった概念がどのように出来上がったのか，そして，JSTS-D のベースとなった国際基準としての持続可能な観光指標，EU における持続可能な観光地経営のための観光指標システム等の策定経緯やその内容について整理する。また，主な持続可能な観光指標等の比較を行った上で，最後に，持続可能な指標活用の意義についてとりまとめ，農泊地域への適用について考察する。

２.「持続可能な観光」の概念化

まず，そもそも「持続可能な観光」といった概念がどのようにして形成されたのかについて解説する。

1987 年，国連の「環境と開発に関する世界委員会」（通称ブルントラント委員会）は「我ら共通の未来（Our common Future）」（通称ブルントラントレポート）を公表し，その中で持続可能な開発を「将来の世代のニーズを満たしつつ，現代の世代のニーズも満足させるような開発」と定義した。環境と開発は互いに反するものではなく共存しうるものとして捉えられ，環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという理念が示された。その後，1992 年リオデジャネイロ（ブラジル）で開催された国連環境開発会議（UNCED, 地球サミット）では，持続可能な開発を実現するための行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」とその具体的な行動計画である「アジェンダ 21」が，約 200 か国の参加の下採択された。条約のような拘束力はないが，各国政府，国際機関，非政府機関，地域組織等に向けて取り組むべき行動が記されている。この中で，観光は，持続可能な開発を達成するために積極的に貢献できる一つとして言及された。その内容は，エコツーリズムの推進・支援，海岸を有する国の海中生物資源を利用する観光活動を拡大する開発の推進，歴史遺跡・動植物園・国立公園その他の保存地区を利用して環境的に健全な観光活動の推進等，自然志向の観光に関するものであったが，あらゆる観光に焦点を当てたものではなかった[(4)]。そこで，1995 年，国連世界観光機関（United Nations World Tourism Organization）（以下，「UNWTO」），世界旅行ツーリズム協議会（World Travel & Tourism Council）（以下，

「WTTC」），国際的 NGO の地球会議（Earth Council）は，アジェンダ 21 の内容を観光産業に固有のものとし，「旅行・観光産業のためのアジェンダ 21」（Agenda for the Travel and Tourism Industry）を発表した。この中では，「持続可能な観光」の定義を，未来の世代の観光機会を維持・向上させつつ，現在の観光者のニーズを満たすことであるとし，ブルントラントレポートの持続可能な開発の定義を踏襲する形をとっている。また，世界経済に占める比重を考えれば，観光産業が率先して持続可能な開発に取り組むべき立場にあり，行政，企業，関係機関のパートナーシップの重要性が強調された。そして，優先分野を示しながら，政府や公的観光機関，観光関連業界への行動計画，旅行・観光企業の責任等が具体的に提示された(5)。つまり「持続可能な観光」という概念は，持続可能な開発の理念を観光分野で具体的に実践しようとする中で生まれていると言えよう(6)。

３．持続可能な観光指標開発の経緯

２．では，「持続可能な観光」の概念の誕生について解説した。次に，概念が生まれた後，どのように持続可能な観光指標が開発されることになるのか，その経緯について国内外の動きを詳述する（第 7-1 表）。

（１）地球サミット等の契機

世界の観光に関わる持続可能性指標の開発は，国際会議等と連動して進められており，その中でも指標開発に大きな流れを作ったのは，1992 年の地球サミットである（二神，2013：10）。前述のとおり，地球サミットで策定されたアジェンダ 21 は，環境分野での国際的な取組に関する行動計画であるが，その中で行動計画の実施手段に関する細則が規定され，あらゆるレベルの意思決定に対して信頼できる根拠を提供するために，持続可能な発展のための指標の開発と利用が必要であると定められた。また，アジェンタ 21 には国際的な機構の整備に関する規定もあり，これにのっとり国連経済社会理事会の下に設立された国連持続可能な開発委員会（United Nations Conference on Sustainable Development: UNCSD）はアジェンダ 21 の実施状況を監視し，円滑かつ着実な実施を促している。また，同委員会は，1995 年に指標開発のための作業計画を立ち上げ，中心的指標の選定等を行った。

（２）UNWTO 等による国際的な指標開発

このような持続可能性指標開発に向けた潮流を受けて，1993 年 UNWTO は「ツーリズムの持続的マネジメントのための指標」を提唱し，UNWTO の指標を適用するパイロット研究を実施した。そして，1995 年に UNWTO と WTTC 等が発表した「旅行・観光産業のためのアジェンダ 21」では，持続可能な発展の進捗状況の測定において地方及び全国レベルにも適用できる指標の作成は政府等の責務としている。また，1996 年 UNWTO は「ツーリズム管理者が知っておくべきこと：持続可能な観光のための指標の開発と利用の

実践ガイド」を策定し，世界各地で地域セミナーを開催して積極的に普及活動を行ったり，指標の地域への適用を行ったりして，研究と実践を繰り返した。

2002 年，南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（World Summit on Sustainable Development：WSSD）[7]で持続可能な観光に向けた取組の一層の強化が求められ，2004 年，UNWTO は，10 余年にわたる指標開発の集大成として，「観光地のための持続可能な開発指標：ガイドブック」（以下，「UNWTO ガイドブック」）を策定した。

UNWTO ガイドブックの序論で，持続可能な観光は，1) 環境資源を最適に利用しなければならない，2) ホストコミュニティの社会文化的真正性を尊重しなければならない，3) 全ての関係者に社会経済的便益を供給しながら，実行可能な長期的経済活動を確保しなければならないと記されており，環境，経済，社会文化的側面の適切な均衡がとることが長期間の持続可能性につながるとしている。また，持続可能な観光の発展には，全ての関係者の参画や強力な政治的リーダーシップが必要であるほか，その達成には継続的なプロセスや影響の監視が必要で，観光客の高いレベルの満足を維持すべきしている。

その後，持続可能な観光の推進と持続可能な観光の国際基準を作ることを目的に発足した国際非営利団体である GSTC は，2008 年に観光産業向け[8]指標（GSTC-I）を策定し[9]，2013 年には観光地向け指標（GSTC-D）を策定した。いずれも GSTC が管理しており，GSTC-I については 2012 年に第 2 版，2016 年に第 3 版が策定され，GSTC-D については 2019 年に第 2 版が策定されている。GSTC-I 第 3 版では，第 2 版と基準自体は同じであるが，パフォーマンス指標が異なるとの観点から，ホテル向けのものとツアーコンダクター向けと分けて作成された。また，GSTC-D 第 2 版では，基準の適用は持続可能な開発のための 2030 アジェンダと 17 の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献しうることから，それぞれの基準に対して，17 の SDGs のうち一つ以上が示されている。観光地は，この基準への達成に応じて GSTC 認証を取得することができるが，GSTC 自体は認証機関ではなく，GSTC が認証機関を認定する仕組みとなっている。

（３）欧州版観光指標システム

欧州委員会は，2001 年以降策定した観光に関する数次の政策文書（コミュニケーション）や，2004 年に EC が創設した観光持続可能性グループ（Tourism Sustainability Group）がまとめた報告書（2007 年）などを踏まえて，2013 年，欧州版観光指標システム（European Tourism Indicator System）（以下，「ETIS」）を策定した（国土交通省国土交通政策研究所，2018：24；二神，2014：219-222）。共通の同等のアプローチを使用して，持続可能な観光パフォーマンスを監視し，測定することを目的としており，ETIS は自主的な管理ツールであると ETIS 序章において説明されている。背景には，持続可能で高品質な観光地としてのヨーロッパの地域ブランドを確立し，国際的な競争力を高めようとするねらいがあった（二神，2014:217；中島，2016:42）[10]。副題には，持続可能な観光地マネジメントのための ETIS ツールキットであることも記されており，実用性があるものと

なっている。現在公表されている ETIS は，約 100 の観光地での実証実験の結果，専門家の支援を受けてフィードバックを分析し，2016 年に改訂されたものである。

第 7-1 表　持続可能な観光指標開発の経緯

1987 年	国連特別委員会「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会） ・持続可能な開発の定義
1992 年	国連環境開発会議（UNCED，地球サミット）「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ 21」を採択 ・観光という項目はないが，持続可能な発展のための指標の開発と利用の必要性が規定
1993 年	UNWTO「ツーリズムの持続的マネジメントのための指標」を提唱
1995 年	国連持続可能な開発委員会が指標開発のための作業計画を策定し，中心的指標の選定を行う
	UNWTO，WTTC，地球会議が「旅行・観光産業のためのアジェンダ 21」を策定
1999 年	UNWTO「世界観光倫理憲章」を採択
2002 年	持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ）
2004 年	UNWTO が「観光地のための持続可能な開発指標：ガイドブック」を策定 ・観光の持続可能な発展の概念的定義 ・UNWTO 指標の策定
2008 年	UNWTO を含む 27 国際機関で構成されるグローバルサステナブルツーリズム基準のためのパートナーシップ（GSTC の前身組織）が GSTC-I を策定
2012 年	GSTC-I 第 2 版公表
2013 年	GSTC が GSTC-D を策定
	欧州観光指標システム「ETIS」公表 ・高品質な観光地づくりのための 2000 年代初めから検討，約 100 観光地で実証試験導入
2015 年	国連「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」（持続可能な開発サミット） ・17 の持続可能な開発目標と 169 の項目
2016 年	ETIS 改訂版公表 ・実証実験結果をフィードバック
	GSTC-I 第 3 版公表 ・ホテル向けとツアーコンダクター向けを作成
2019 年	GSTC-D 第 2 版公表 ・SDGs の目標と関連性を記載
2020 年	観光庁・UNWTO 駐日事務所「日本版　持続可能な観光ガイドライン」（JSTS-D）を策定

資料：筆者作成。

（４）我が国における持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）

2018 年，観光庁と国土交通政策研究所が，全国の自治体を対象に持続可能な観光（主にオーバーツーリズムに関する課題）についてアンケート調査を実施したところ，多くの自治体が，旅行者の増加に関連する課題（特に混雑やマナー違反）の発生を認識して様々な対策を講じ始めていることが明らかになった。そして，報告書「持続可能な観光先進国に向けて」（2019 年 6 月公表）では，今後の取組の方向性として，観光客と地域住民の双方が満足できる持続可能な観光を実現するためには，適切な観光地マネジメントが不可欠であり，そのために観光指標のあり方について検討を進めることとされた。こうした背景の下，GSTC-D をベースに，JSTS-D が開発された。国連において，GSTC-D は観光地が最

低限遵守すべき項目と位置づけられ，加盟国での遵守が求められているためである。

４．持続可能な観光指標等の比較

ここでは，目的地（観光地）向けの持続可能な観光指標等である UNWTO ガイドブック，GSTC-D，ETIS，JSTS-D について，その特徴やどのように運用するのかを比較して整理する。

（１）UNWTO ガイドブック

UNWTO ガイドブックは，UNWTO が 1990 年代初めから取り組み，世界各国の取組成果に基づき 10 年間の集大成として作成した，観光地域に携わる担当者向けの手引書といえる。本ガイドブックの構成は，なぜ指標が重要なのか等が書かれた序論から始まり，第 2 章で指標開発の手順，第 3 章で持続可能性の問題と観光指標，第 4 章で地域への適用，第 5 章で実際に指標を適用した際の観光計画とその管理，第 6 章で世界各地の 25 事例が掲載され，第 7 章の結論では，指標を使用することのメッセージやステークホルダーの役割や課題で締めくくられている。また，付録として，テンプレート等も用意されている。

指標を用いることの利点として，より良い意思決定がリスクやコストの低減につながる，今後起こりうる問題の特定し，予防的対策を可能とする，影響要因の特定によって必要に応じた修正が可能となる，計画等の達成度の測定することで持続可能な観光の進捗度を評価することができる等が掲げられている。また，指標には，早期に警告するもの，産業の現状を把握するもの，観光開発の環境・社会・経済的影響を測定するもの，管理の効果や成果を測定するもの等，様々な種類があることが記されている。

持続可能な観光指標を用いた地域マネジメントの方法として，12 ステップの手順を示している（第 7-2 表）。モニタリングの結果を踏まえて，計画・ビジョンへのフィードバック，また指標やモニタリングの仕組みの見直しを行うことが必要としている。指標については，課題に対応する指標で整理されているが，いわゆる分野は明記されていない。全部で 748 の指標が提示されているが，基本的なものとして 12 の課題と 29 の指標が別記されている（第 7-3 表）。しかしながら，内容的には経済的，社会文化的，環境的，マネジメントの 4 基軸で捉えられている（二神，2008：163）。また，指標は観光地の特性（類型）によって項目・指標が異なることから，観光地に応じた適用を提案している（第 7-4 表）。

第 7-2 表　UNWTO ガイドブック：指標開発の手順（12 ステップ）（仮訳）

調査と組織化	ステップ 1	地域の定義／範囲を明確にする
	ステップ 2	参加型プロセスを活用する
	ステップ 3	観光資源とリスクを明確化する
	ステップ 4	地域の長期ビジョンを共有する
指標の開発	ステップ 5	重点課題を特定する
	ステップ 6	重点課題を踏まえて候補指標を特定する
	ステップ 7	候補指標のデータソースを整理する
	ステップ 8	指標を選定する
モニタリングの実施	ステップ 9	指標の計測手法を具体化する
	ステップ 10	データを収集・分析する
	ステップ 11	コミュニケーション，報告する
	ステップ 12	指標の適用の評価・見直しを行う

資料：UNWTO ガイドブックを基に筆者作成。

第 7-3 表　UNWTO ガイドブック：基本的課題と基本的指標（仮訳）

基本的課題	基本的指標
観光に対する地域の満足	観光に対する地域の満足度（アンケート調査）
観光による地域コミュニティへの影響	地域住民に対する観光客の割合（平均及びピーク時）
	観光が新しいサービスやインフラの改善に役立ったと考える地域住民の割合（アンケート調査）
	コミュニティで利用可能な社会的サービスの数とキャパシティ（うち観光業に帰属する割合）
観光客の満足度の維持	来訪者の満足度（アンケート調査）
	金銭的価値に対する満足度（アンケート調査）
	リピーター割合
観光の季節性	月別・四半期別観光客数（通年の分布）
	許可を受けた宿泊施設の月別稼働率（通年の分布）及び繁忙期（四半期又は月）における稼働率
	通年営業している事業所の割合
	正規雇用又は通年雇用者数・割合（非正規雇用者数との比較）
観光の経済的便益	観光産業で雇用されている地域住民の数・割合（男女比）
	地域の総収入に占める観光産業による収入の割合
エネルギーの管理	一人当たりの（全ての資源からの）エネルギー消費量
	省エネルギープログラムに参加又は省エネ方針や技術を適用している企業の割合
	エネルギー消費における再生可能エネルギー消費の割合（地域，施設において）
水資源の利用と保全	水の利用（総消費量，観光客１人１日当たりの消費量（リットル））
	節水（削減，回収，リサイクルの割合）
飲用水の水質	国際基準に合致した飲料水を提供する観光施設の割合
	水に起因する疾患の頻度：滞在中に罹患が報告された訪問者数／割合）
下水処理	地域からの下水のうち処理されている割合（一次，二次，三次の処理段階別）
	下水処理システムが提供されている観光施設の割合
固形廃棄物の管理	地域で発生する廃棄の量（月別）（トン）
	総廃棄量に占める再利用された量の割合（種類別）
	公共の場に廃棄されたごみの量
開発管理	観光分野を含む土地利用・開発計画プロセスの有無
	エリア全体の面積における開発規制区域の面積の割合
混雑の管理	観光客総数（平均，月別総数・繁忙期の総数）
	場所（ビーチ，アトラクション等）1m^2 当たりの観光客数，地域 1km^2 当たりの観光客数－平均数，繁忙期の平均値

資料：UNWTO ガイドブックを基に筆者作成。

第 7-4 表　UNWTO ガイドブック：観光地特性の類型（仮訳）

1	沿岸地帯
2	ビーチ
3	小さい島々
4	砂漠／乾燥地域
5	山岳地域
6	自然／繊細な生態系に配慮が必要な地区
7	エコツーリズムを推進する地域
8	公園／保護地域
9	保護地域内・隣接する集落
10	トレイル（長距離自然歩道・史跡巡りコース）／ルート（街道・交易路）
11	歴史的建造物を有する地区
12	伝統的集落
13	都市
14	会議／コンベンションセンター
15	観光開発を目指す集落
16	テーマパーク
17	ウォーターパーク
18	クルーズ寄港先

資料：UNWTO ガイドブックを基に筆者作成。

（２）GSTC-D

GSTC が観光地向けに策定した国際基準は，2019 年に策定された GSTC-D 第 2 版が最新版である。GSTC-D の指標の特徴として，UNWTO ガイドブックとは異なり，マネジメント，そして経済，文化，環境の四つの分野から体系化されて，明記されている点である。GSTC-D には，基準への遵守を計測する際のガイドラインとして評価指標が設定されているが，確定的・包括的な条件ではなく，GSTC-D の利用者が独自の指標リストを作成する際に信頼性のある実例を示すためと記されている。GSTC-D を適用することにより，地域が「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」(11)の達成に貢献することにもつながる。その観点で，それぞれの基準には，17 の SDGs のうち最も関連性が高い目標が一つ以上選定されている（第 7-5 表）。なお，GSTC-D は，様々な指標が乱立する中，観光に関わる全ての地域が目指す必須の基準として開発されたものであり，指標の説明が中心で，運用等に関する記載はない。

また，GSTC 基準は，国際社会環境認定表示連合（International Social and Environmental Accreditation and Labeling Alliance）（以下，「ISEAL Alliance」）の基準設定に関する規定を遵守し，開発・改訂されており，2021 年 9 月，正式に ISEAL コミュニティメンバーとなった。ISEAL は，全ての産業部門で持続可能性の基準を設定するための国際規範について指導を行う団体で，GSTC 基準の高い信頼性が特徴である。

なお，参考までに，観光産業向けの基準である 2016 年に策定された GSTC-I 第 3 版の基準を第 7-6 表に示す。GSTC-D 同様，マネジメント，社会・経済，文化，環境の 4 分野で整理されている。

第 7-5 表　GSTC-D 第２版の基準

セクションＡ： 持続可能なマネジメント	SDGs	セクションＢ： 社会経済のサステイナビリティ	SDGs
A(a)マネジメントの組織と枠組み		B(a)地域経済への貢献	
A1　地域マネジメントの責任	16，17	B1　観光の経済財的効果の計測	9，8，1
A2　地域マネジメント戦略と実行計画	17	B2　ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と雇用機会	8，4，5，10
A3　モニタリングと成果の公表	12	B3　地域事業者の支援と公正な取引	8，12
A(b)ステークホルダーの参画		B(b)社会福祉と負荷	
A4　事業者との協働と持続可能性の基準	12，17	B4　コミュニティへの支援	3，4
A5　住民参加とフィードバック	17，11	B5　搾取や差別の防止	10，16
A6　来訪者の参加とフィードバック	12，11	B6　財産権と使用者権利	11，16
A7　プロモーションと情報	12，11	B7　安全と治安	3，16
A(c)負荷と変化の管理		B8　アクセシビリティ	3，10
A8　来訪者数と活動の管理	12，11		
A9　計画に関する規制と開発管理	11，9		
A10　気候変動への適応	13		
A11　危機管理	11，16		
セクションＣ： 文化的サステイナビリティ	**SDGs**	**セクションＤ： 環境のサステイナビリティ**	**SDGs**
C(a)文化遺産の保護		D(a)自然遺産の保全	
C1　文化資産の保護	11	D1　配慮が必要な自然環境の保護	14，15
C2　工芸品	11	D2　自然的な場所における来訪者の管理	14，15
C3　無形遺産	11，12	D3　野生生物との関わり	14
C4　地域住民の慣例的なアクセス	11	D4　種の搾取と動物福祉	14，15
C5　知的財産	16	D(b)資源のマネジメント	
C(b)文化的場所への訪問		D5　省エネルギー	7
C6　文化的な場所における来訪者の管理	11，12	D6　水資源の管理	6
C7　来訪他の解説	11，4	D７　水質	3，6
		D(c)　廃棄物と排出量の管理	
		D8　廃水	3，14
		D9　廃棄物	12，14，15
		D10　温室効果ガスの排出と気候変動の緩和	13
		D11　環境への負荷が少ない交通	9，13
		D12　光害と騒音	3，11

資料：GSTC（https://www.gstcouncil.org/wp-content/uploads/GSTC-Destination-Criteria-v2.0-Japanese.pdf）を基に筆者作成。

注．SDGs 欄の番号は，「持続可能な開発目標（SDGs）」の 17 のうち最も関連性が高い目標の番号を表す。

第 7-6 表　GSTC-I 第３版の基準

セクションＡ： 効果的で持続可能な経営管理の明示	セクションＢ： 地域コミュニティの社会的・経済的な利益の最大化，悪影響の最少化	セクションＣ： 文化的遺産の魅力の最大化，悪影響の最少化	セクションＤ： 環境メリットの最大化，環境負荷の最少化
A1　持続可能な経営管理	B1　地域支援	C1　文化間の相互関係	D1　資源の保全
A2　法の遵守	B2　地域雇用	C2　文化遺産の保護	D2　汚染の削減
A3　報告と伝達	B3　地元での購入	C3　地域文化や遺産の提示	D3　生物多様性，生態系，景観の保全
A4　従業員の参画	B4　地元事業者	C4　考古学的な工芸品	D4　種の搾取と動物福祉
A5　顧客の体験	B5　搾取及びハラスメント		
A6　正確な広告宣伝	B6　機会均等		
A7　建築物及びインフラ整備	B7　ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）		
A8　土地・水の権利及び所有権	B8　地域サービス		
A9　情報及び解説	B9　地域住民の生活		
A10　地域への参画			

資料：GSTC（https://www.gstcouncil.org/wp-content/uploads/GSTC-Destination-Criteria-v2.0-Japanese.pdf）を基に筆者作成。

（３）ETIS

ETIS は，特に観光地を対象とした管理，情報，監視ツールで，また，目的地やそのステークホルダーが持続可能な管理プロセスを測定し，パフォーマンスや進捗状況を監視できるように支援することを目的としている。持続可能な指標を測定・監視する理由について，地域の政策立案者は訪問者の到着数，雇用調査，訪問者満足度評価等限られた範囲の統計に依存して，観光地を監視してきたが，これらの統計は環境の影響の全体の話を伝えておらず，地域経済，地域社会，環境への影響に関する幅広い問題に関するデータや情報を収集することは，観光地で実際何が起こっているのかを正確に把握するのに役に立つと説明している。また，ETIS は，持続可能な観光地管理に向けた共通の方法論を示している。構成は，第 1 部では，ETIS 実施までの 7 ステップガイド（第 7-1 図）を，第 2 部では，コアの指標と補足指標について説明している。

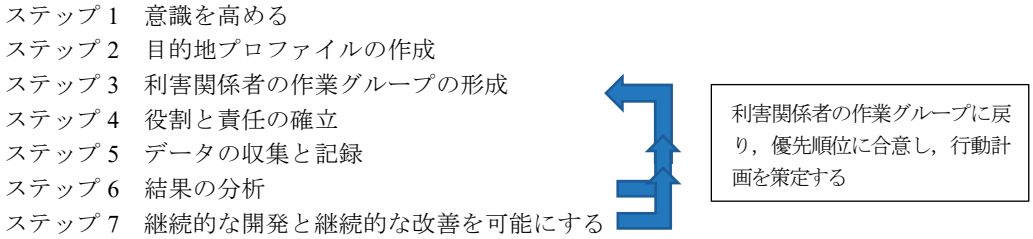

第 7-1 図　ETIS：システムを使用するための七つのステップのフローチャート（仮訳）

資料：ETIS を基に筆者作成。

地域に必要となる重要な情報としての 27 のコア指標と，地域が特定のニーズや地域のカテゴリ（山，都市，沿岸，島，都市部等）等に対応できるように 40 のオプション指標が策定されているが，いずれも，地域マネジメント，社会的文化的影響，経済的価値，環境への影響の四つのカテゴリに分類される（第 7-7 表）。

第 7-7 表　ETIS：コア指標の基準（仮訳）

セクション A： 地域マネジメント	セクション B： 経済的価値	セクション C： 文化・社会的影響	セクション D： 環境への影響
A1　持続可能な観光公共政策 A2　顧客満足度	B1　地域での観光の流れ B2　観光事業 B3　雇用の数量と質 B4　観光サプライチェーン	C1　コミュニティ／社会的インパクト C2　健康と安全 C3　男女平等 C4　インクルージョン・アクセシビリティ C5　文化遺産，地域のアイデンティティ，資産の保護と強化	D1　輸送の影響の低減 D2　気候変動 D3　固形廃棄物管理 D4　下水処理 D5　水管理 D6　エネルギー使用量 D7　景観と生物多様性保護

資料：ETIS を基に筆者作成。

（４）JSTS-D

JSTS-D は，自治体や DMO 等が持続可能な観光地マネジメントを行うための支援ツール

であり，主に三つの役割を果たすと記されている。一つ目は，自己分析ツールとしてである。多くの地域では持続可能な観光に向けて何かやらなければいけないと意識しつつも，実際にはその手段や方策が分からず，また具体的なツールがないといった状況があり，その最初のステップとして JSTS-D にある自己分析（診断）が活用できるという趣旨である。二つ目は，コミュニケーションツールとしてである。自己分析を行い，その結果を住民や事業者等地域の関係者と現状を共有する。そうすることで，地域における持続可能な観光に関する理解も促進し，今後の意見交換や合意形成において活用できるという趣旨である。三つ目は，プロモーションツールとしてである。JSTS-D は国際基準である GSTC-D に準拠していることから，JSTS-D に基づく取組を行い，そのことをロゴマークで対外的に示せれば，観光地域としてのブランド化や競争力の向上につながるというものである。

JSTS-D 実施の手順は 7 ステップであり，ETIS とほぼ同じである（第 7-2 図）。とはいえ，地域によって，ニーズやステークホルダーの関心，直面している課題等も異なり，そのままステップを踏めるわけではない。また，地方行政等における観光施策の位置づけも異なることから，指標活用要領として，初級～上級レベルの活用方法を提示している。また，JSTS-D 活用の大前提として，「スタート：観光地（デスティネーション）としてのプロフィールの作成」を掲げている。

つまり，まず，自治体の基本情報や地理的情報，主要観光施設，主な交通アクセス，観光統計等を記入するデスティネーションプロフィールを作成し，これによって地域の属性や全体像を明確にする。そして，初級の場合，JSTS-D の各項目をチェックシートとして活用する。具体的には，各項目に「○」，「×」等を付けながら内容を確認することで，この過程で今まで意識していなかったニーズや取組の必要性に気がつくこと等も想定している。中級の場合，実際に JSTS-D の各項目の運用を行う。可能な範囲で優先すべき項目から進める。そうした過程で地域の持続可能性を向上させるのが期待される。上級の場合は，認証団体の認証や表彰を目指す。

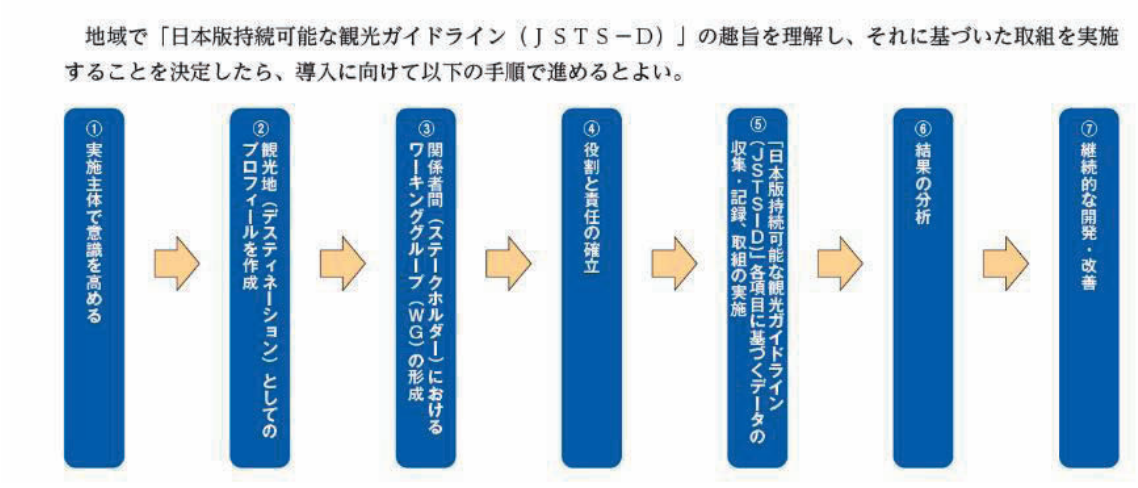

第 7-2 図　JSTS-D：指標導入のステップ

資料：JSTS-D より抜粋。

指標は，GSTC-D をベースにしているため，持続可能なマネジメント，社会経済のサステイナビリティ，文化的サステイナビリティ，環境のサステイナビリティの 4 分野に分けられ，38 の大項目を全て盛り込んでいるが，個別の小項目や文言は日本の特性・現状に適した内容にカスタマイズされている（第 7-8 表）。また，GSTC と同様に，持続可能な観光に取り組むだけでなく，観光において SDGs に取り組む際のガイドとしても参照できる表記となっている（北村ら，2021：12）。

第 7-8 表　JSTS-D の基準

セクション A： 持続可能なマネジメント	SDGs	セクション B： 社会経済のサステイナビリティ	SDGs
A(a)マネジメントの組織と枠組み		B(a)地域経済への貢献	
A1　デスティネーション・マネジメント（観光地経営）戦略と実行計画	17	B1　観光の経済効果の測定	1，8，9
A2　デスティネーション・マネジメント（観光地経営）の責任	16，17	B2　ディーセント・ワークと雇用機会	4，5，8，10
A3　モニタリングと結果の公表	12	B3　地域事業者の支援と公正な取引	2，8，12
A4　観光による負荷軽減のための財源	12，17	B(b)社会福祉と負荷	
A(b)ステークホルダーの参画		B4　コミュニティへの支援	3，4
A5　事業者における持続可能な観光への理解促進	12，17	B5　搾取や差別の防止	10，16
A6　住民参加と意見聴取	11，17	B6　地権と使用権利	11，16
A7　住民意見の調査	11，12	B7　安全と治安	3，16
A8　観光教育	9，11	B8　多様な受入環境整備	3，10
A9　旅行者意見の調査	11，12		
A10　プロモーションと情報	11，12		
A(c)負荷と変化の管理			
A11　旅行者の数と活動の管理	11，12		
A12　計画に関する規制と開発管理	9，11		
A13　適切な民泊運営	11，17		
A14　気候変動への適応	13		
A15　危機管理	11，16		
A16　感染症対策	3，11，16		
セクション C： 文化的サステイナビリティ	**SDGs**	**セクション D： 環境のサステイナビリティ**	**SDGs**
C(a)文化遺産の保護		D(a)自然遺産の保全	
C1　文化遺産の保護	11	D1　自然遺産	14，15
C2　有形文化遺産	11	D2　自然遺産における旅行者の管理	14，15
C3　無形遺産	11，12	D3　自然遺産における旅行者のふるまい	14，15
C4　地域住民のアクセス権	11	D4　生態系の維持	14，15
C5　知的財産	16	D5　野生動物の保護	14，15
C(b)文化的場所への訪問		D6　動物福祉	14，15
C6　文化遺産における旅行者の管理	11，12	D(b)資源のマネジメント	
C7　文化遺産における旅行者のふるまい	11，12	D7　省エネルギー	7
C8　観光資源の解説	4，11	D8　水資源の管理	6
		D9　水質	3，6
		D(c)　廃棄物と排出量の管理	
		D10　排水	3，14
		D11　廃棄物	12，14，15
		D12　温室効果ガスの排出と気候変動の緩和	13
		D13　環境負荷の小さい交通	9，13
		D14　光害	3，11
		D15　騒音	3，11

資料：JSTS-D を基に筆者作成。
注．第 7-5 表の注に同じ。

（５）まとめ

まず（１）～（４）で見てきた持続可能な観光指標やガイドブック等の特徴をまとめると第 7-9 表のとおりである。GSTC は指標の解説が中心であるが，GSTC 以外は指標の解説に加え，指標導入のステップ等が段階ごとに記されている。また，UNWTO ガイドブックには指標選定に係るプロセスも含まれていて，大変実用的である。指標を見ると，UNWTO ガイドブックの指標が網羅的で，指標数においてやや差があるが，いわゆるトリプルボトムライン(12)の経済，社会・文化，環境に，マネジメントを加えた四つの観点から捉えられている点は共通している。また，指標は，地域に合ったものを地域で策定する必要があるという点は共通する考え方である。そもそも地域によって抱えるニーズや課題等は異なるので，実態をよく把握することが重要だろう。

第 7-9 表　主な持続可能な観光指標やガイドブック等の特徴

名称 （策定年）	特徴	指標の領域・ 指標数	導入ステップ
UNWTO ガイドブック （2004 年）	・持続的な観光地を目指す地域の意思決定の支援が目的。指標自体が目的ではない。 ・持続可能な観光開発の定義。 ・課題と対応させて指標を選定し，提示。 ・指標は定量データとアンケート調査による定性データ。 ・観光地類型ごとに指標を適用，網羅的な指標。 ・世界各地の 25 事例を解説。	748 指標	指標開発手順： 12 ステップ
ETIS 改訂版 （2016 年）	・質の高い観光地としての欧州ブランドを高め，国際的な競争力強化が目的。 ・観光地を対象とした管理，情報，監視ツール。 ・観光地プロフィール様式，関係者へのレター例，指標に必要なデータ収集方法，サンプル調査フォーム等が EC ウェブサイトからダウンロードできる。	4 領域・ 43 中核指標 30 補足指標	実施のためのステップ：7 段階
GSTC-D-2.0 （2019 年）	・地域向けに定められた基準で，個々の団体のみが対象となるのではない。 ・GSTC-I（産業界向け）が別に定められている。 ・第三者機関による認証制度。	4 領域・ 174 指標	なし
JSTS-D （2020 年）	・自治体や DMO が持続可能な観光地経営を行うための指標。 ・GSTC-D に準拠し，日本の特性を反映した指標。 ・GSTC-D と連携した認証団体の表彰や認証につながる。 ・付録に，用語集，デスティネーション・プロフィール（原紙），GSTC-D-2.0 の和訳，先進事例集。	4 領域・ 113 指標	・指標導入のステップ：7 段階 ・指標活用要領：スタート・初級・中級・上級）

資料：UNWTO ガイドブック，ETIS，GSTC-D-2.0，JSTS-D を基に筆者作成。
注．UNWTO ガイドブックの指標については，内容的には 4 基軸で捉えられている（二神，2008：163）。

次に，持続可能な観光指標やガイドブック等での持続可能性指標の利点等に関する解説をまとめると，第 7-10 表のとおりである。指標を通じて幅広い情報が得られることに

より，より良い意思決定がなされ，持続可能な管理運営につながると整理できる。場合によっては，新たな問題を早期に認識し予防することも可能となり，また継続して監視することで進捗度合いが測定できたり，必要に応じて是正措置を講じたりすることも可能となる。

第 7-10 表　持続可能な観光指標の利点等に関する説明

項目	出典	説明
指標の利点・指標活用の効果	UNWTO ガイドブック	・より良い意思決定（リスクやコストを下げる） ・新たな問題の特定（予防を可能にする） ・影響の特定（必要に応じて是正措置を可能にする） ・計画や経営活動の達成度の測定（観光の持続可能な発展の進捗状況を評価する） ・計画の誤りのリスク縮小（限界と機会を特定する） ・より大きな説明責任（関係者向けの信頼の高い情報は説明責任を促進する） ・常時監視することは継続的な改善につながる（解決策を管理に組み込むことができる）
	ETIS	・観光地の持続可能な管理向上に貢献する。 ・幅広い問題に関するデータや情報の収集は，観光地で実際に何が起こっているのかを正確に把握するのに役に立つ。
	JSTS-D	・自己分析ツール（観光政策の決定，観光計画の策定に資する） ・コミュニケーションツール（地域が一体となって持続可能な観光地域づくりに取り組む契機となる） ・プロモーションツール（観光地域としてのブランド化，国際競争力の向上）
指標の種類	UNWTO ガイドブック	・早期警戒指標 ・産業の現状を把握する指標 ・観光開発の環境・社会・経済的影響を測定するもの ・管理の効果や成果を測定するもの

資料：UNWTO ガイドブック，ETIS，JSTS-D を基に筆者作成。

５．おわりに

本稿では，持続可能な観光指標の開発において大きな流れを作った 1992 年の地球サミットまで遡り，その経緯をたどり，主な持続可能な観光指標等の内容について述べた。指標はいろいろな意思決定に対して信頼できる根拠を提供し，持続可能な発展の進捗状況を測定したり，監視したりすることで持続的なマネジメントも可能となる。環境，経済，社会文化側面の適切な均衡をとることが長期間の持続可能性につながることや地域関係者の参画やリーダーシップが必要であることを確認した。また，指標の性質としては，早期に警告するもの，現状を把握するもの，環境，経済，社会文化的影響を測定するもの，管理の効果や成果を測定するもの等様々な種類があることも分かった。さらに，政策や計画策定に当たって自己分析ツールとして，地域が一体となって地域づくりに取り組む際のコミュニケーションツールとして，また地域としての価値を高めるためのプロモーションツー

ルとしての役割を果たしうることも明らかになった。

最後に，持続可能な農村観光やその指標等に関する既存研究の成果を通じて，観光指標活用の意義等を再確認し，JSTS-D の農泊地域への適用についての考察を試みる。JSTS-D は，各自治体や DMO 等が，地域での現状把握，継続的なモニタリング，エビデンスに基づいた観光政策や計画の策定等，持続可能な観光地マネジメントの促進を目的に作成されたものであり，地域資源を観光コンテンツとして活用する農泊地域においてもその活用が期待される。しかしながら，JSTS-D は，開発の背景がオーバーツーリズム問題等であったことや観光地マネジメントのためのガイドラインといった性格ということもあり，農泊地域への適用可能性は容易に想定されず，十分な議論もなされていない。しかしながら，2022 年 3 月に公表となった持続可能な地域運営手引きには，観光計画がない場合も含めどのように観光を活用した持続可能な地域運営を実現するかというプロセスも含めた手順が解説されており，JSTS-D との併用も可能であることから，これも活用しつつ農泊地域の持続可能な取組方を検討する。

（１）既存研究成果

An and Alarcón（2020）[13]は，論文レビューを通じて，持続可能な農村観光に関する研究は 2019 年までの 10 年間で着実に増加し，また特に直近 3 年ではより多くの論文が発表されていることを示し，持続可能な農村観光への関心が時間の経過とともに大きく増加していること，また「指標」は持続可能な農村観光に関する研究において主要な関連キーワードの一つであることを明らかにしている。農村観光の持続可能性を測定するための指標は，持続可能な開発の状況を客観的かつ正確に評価し，科学的に強く，信頼できるものであり，また地域の関係者がそれらを適用できる必要がある（Pérez et al.,2017; Reed et al.,2006）。また，持続可能な農村観光に関する研究をテーマ別でみると，全体的，環境，社会，経済，顧客の五つに分類されるが，全体的のものが約 4 割を占め，他より有意に高く，持続可能な農村観光に関する研究において，環境，社会，経済面が総合的に考慮されていることを示していると分析している。研究のテーマが持続可能性指標に関連のものは「全体的」に分類され，分析対象とした論文全体の 17%を占める。これらの研究において，農村観光の持続可能性を評価するための指標は主に経済的，環境的，社会的なものに分かれているが，それらを導出するために，住民，専門家，利害関係者，観光客に対する調査が行われている。また，五艘（2017：33-34）では，持続可能な農村観光のモニタリング手法や指標形成は，対象となる国や地域の背景を考慮して都度設計することが必要と考えられるが，これまでの一定量の研究の蓄積があるがゆえに，その考え方の枠組みはある程度汎用的に明示されていると考えられるとしている。農村観光の持続可能性を測定するための指標は持続可能な開発状況を客観的に評価し，信頼できるものであると同時に，地域の関係者が活用しやすいものであるべきことや，指標に関する調査研究が蓄積されていることや総合的な分析が重要であることが示唆される。

（２）農泊地域への適用

３．でも説明したとおり，地域における観光施策の位置づけも様々であることから JSTS-D の活用方法もいくつか示されており，農泊地域でも地域の実情に合わせて活用できよう。JSTS-D の指標導入のステップでは，JSTS-D 各項目に基づくデータの収集等を始めるまでに，①実施主体で意識を高める，②観光地プロフィールを作成する，③関係者間におけるワーキンググループを形成する，④役割と責任を確立するというステップが記されている。地域の基本情報等を集めたプロフィールの作成は，取り組みやすい上，作成したものを関係者で共有し，共通認識を持つことは重要である。また，持続可能な地域運営手引きでは，より詳細に手順が記されているので紹介する。なお，持続可能な地域運営手引きの実現ステップは，UNWTO ガイドブックにおける指標開発の手順を基に作成されている。

ステップ 1：対象地域を決める
ステップ 2：利害関係者を特定し，参画させる
ステップ 3：観光資源と現状の課題を洗い出し，把握する
ステップ 4：なりたい姿を共有し，「今後の課題」を明確にする
ステップ 5：重点課題を特定し，合意を形成する
ステップ 6：重点課題を解決する取組を検討し，共有する
ステップ 7：重点課題と解決する取組を踏まえ，指標を検討する
ステップ 8：指標を特定し，計測方法を具体化する

また，観光を活用した持続可能な地域経営を成功に導くためには，実現に進む前に，取組の目的を明らかにする整理，既存の計画・施策・課題／指標・データの整理，取組に参画を得る内外の利害関係者の整理等，準備も必要であることが丁寧に記されており，参考になるだろう。JSTS-D の項目に基づくデータを収集等の後は，結果の分析，継続的な開発・改善といった流れになる。この流れに関しても，持続可能な地域運営手引きではプロセスが丁寧に解説されている。

最後に，農泊地域が活用しうる JSTS-D の各目について検討する。先に示したように，農泊地域との関係をチェックシートとして活用することも考えられる。また， 地域資源や現状を踏まえ，今後の課題を明らかにし，課題を解決する取組を踏まえ，指標を検討することから，地域の実情や課題に沿った項目が選定されることになろう。一方，大江（2019：12）は，我が国の農村ツーリズムの場合，社会面での意義に注目されがちで経済性とのバランスをとることが難しくなっていると指摘する。主要な持続可能な観光指標は，経済，社会，環境のいわゆるトリプルボトムラインに加え，マネジメントの四つの観点から構成されており，経済，社会，環境分野が適切なバランスで総合的に考慮され，継続的にマネジメントすることが持続可能性を保持し続けることが示唆されており，農泊地域が均衡のとれた持続可能性を目指す際には，JSTS-D における社会経済のサステイナビリティを活用することも有用と想定される。具体的に，JSTS-D における社会経済のサステイナビリティの「地域経済への貢献」の部分（SECTION B (a)）を見ていると，地域へ

の直接的な経済波及効果（観光消費額）や産業連関分析等を用いての観光による間接的な経済波及効果，観光関連業種における雇用者数（雇用誘発効果）等の測定や，調査，性別，年齢，季節等に左右されない，安定した雇用や公正な賃金の実現に向けた取組（例えば，正規雇用者の割合，男性／女性の雇用割合，女性リーダーの割合，通年営業をしている事業者の割合，通年雇用者数と臨時雇用者数の割合等の調査）や地域の特産品やサービスの利用の促進等が記されている。農泊地域では地域の農作物等の利用や農業体験等のサービスを利用している場合も多いが，その場合のモニタリング方法として，地域の土産物店，飲食店における販売品のうち，原材料に当該地域や近隣地域から調達したものが含まれる販売品の割合を調査することが示されている。

また，農泊推進体制の強化は「農泊推進のあり方検討会　中間とりまとめ」において課題の一つとされ，その推進方向がとりまとめられている。持続可能な観光はその推進体制が成功の鍵を握る（高橋，2021：98）こともあり，JSTS-D の持続可能なマネジメントの部分（SECTION A）を活用することも想定される。特に，取り組みやすい指標としてはステークホルダーの参画（SECTION A (b)）も参考になるだろう。具体的には，農泊地域経営について行政・民間事業者・地域住民の三者で構成される体制があること，農泊地域経営に関する住民の期待，不安，満足度などのデータが定期的に調査されていること，地域コミュニティ，特に児童・生徒に対して観光に関する教育が実施されていること，旅行者満足度についてアンケート等を通じて調査を実施していること等をチェック項目として検討することも有益だろう。

JSTS-D のモデル事業においても，「持続可能な観光とは？」といった根本的なことから学習するという。持続可能な開発目標（SDGs）への関心も，コロナを機に高まっている。農泊地域においても，まずは，「持続可能な観光」に理解することが重要かもしれない。JSTS-D のそれぞれの指標には 17 の SDGs の目標との関連性も記されており，コロナを機に SDGs への関心が高まる中，農泊地域が JSTS-D を通じて持続可能な観光について理解することは持続可能な運営において有益とは考えられる。

他方，農泊と一般観光との違いが JSTS-D（指標）やその適用にどのように影響するかについては丁寧な考察が求められ，さらなる検討が必要である。今後農泊地域も含め，持続可能な地域運営に関する議論が活発になることを期待する。

注（1）観光庁（2022）を参照。令和 2 年度のモデル事業の詳細は，
https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000181.html（2021 年 12 月 24 日参照）。
令和 3 年度のモデル事業の詳細は，
https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001416783.pdf（2021 年 12 月 24 日参照）。

（2）観光庁（2021）を参照。

（3）2018 年農林水産省農村振興局長により設置され，有識者で今後の農泊を推進する地域の実施体制強化をはじめ，インバウンド受入れ拡大に向けた課題や必要な取組を明らかにするとともに，2020 年以降の農泊推進施策の展開方向について検討した。

（4）藤稿（2018）によると，観光は第二次世界大戦後徐々に娯楽として定着し，1970 年代後半からいわゆる発展途上国に行く機会も多くなり，未開発の地における豊かな自然と野生生物にふれる旅行形態は人気を博したが，人々は途上国の希少な自然を楽しむ贅沢な観光の裏にある現地の貧困問題をも目の当たりにするようになり，こうした背景から，自然保護と地域コミュニティの経済的利益の享受を両立するような観光として，エコツーリズムが 1982 年世界自然保護連合（IUCN）世界公園会議で提唱されたという。また，環境保全と経済的発展の両立を目指したものの，エコツーリズムによって環境が破壊されるという事態は 1980 年代後半から世界中に見受けられるようになっており，エコツーリズムが真に「持続可能な」ものになるよう，国際エコツーリズム協会は，1991 年からステークホルダーミーティングを繰り返していた。

（5）行動のための優先分野としては，既存の規制や経済活動等有効性検証，組織活動の経済的，社会的，文化的，環境的影響の調査，教育・訓練等，先進国と発展途上国での持続可能な観光についての情報，技術等の交換，あらゆる階層による参加，新商品開発，持続可能な発展の進捗状況の測定，パートナーシップ等が掲げられた。

（6）宮本（2009：14）は，持続可能な開発に向けた個々の取組の方向性を端的に示すものとして “持続可能な ー” という表現がいたるところで用いられるようになっていったと指摘するとともに，「持続可能な観光」概念の形成過程には，持続可能な開発からの流れのほか，マスツーリズムに代わる観光形態（オルタナティブツーリズム）が模索されはじめていたという観光分野独自の問題意識からの流れがあるとする。田原（1999：64）は，オルタナティブ・ツーリズムの概念的曖昧さや新しい観光形態の多様性は，観光に関する国際会議などで指摘され，「持続可能性」を中枢概念とした観光形態の分類が提案されたとする。また，植田（2010：8）は，サステイナビリティ研究の各論化（持続可能な都市，持続可能な廃棄物管理等）傾向を指摘し，こうした各論化傾向は，持続可能な発展の理念を具体的に実践しようとするならば，必ずそうならざるを得ない傾向であると説明する。

（7）九里・小林（2006：82）によれば，2002 年のヨハネスブルグ・サミットでも持続可能な観光は扱われ，会合に先立ち国連環境計画（UNEP）は「旅行と観光」に関する報告書で，観光業が世界の GDP の 11%を担っていること，観光業に世界の労働者の 8%が従事していることを示し，持続可能な観光を主に支えるのは個々の観光業者であるとした。

（8）ホテルなどの宿泊施設や旅行業者等の産業向けを意味する。

（9）厳密には GSTC の発足は 2010 年で，その前身組織である，2007 年に設立されたグローバルサステナブルツーリズム基準のためのパートナーシップが策定。同パートナーシップは，フォレスト・アライアンス，国連環境計画 (UNEP)，国連財団 (UNUN)，国連世界観光機関 (UNWTO) が，観光産業における 32 のパートナーと連立して設立された。既に実施されている 60 を超える既存の認証制度や 4,500 以上の基準を分析し，自然保護論者，業界のリーダー，政府当局，国連機関を含む 80,000 人以上が結果の基準についてコメントを踏まえて，基準を開発した（https://www.gstcouncil.org/about/gstc-history/）（2021 年 12 月 24 日参照）。

（10）二神（2014）は，EU の観光政策の進展と関連づけて EU による指標システムの開発動向について論じている。2001 年から 2010 年までの主要な五つの政策文書の比較分析やヨーロッパの持続可能な観光を推進する上で重要な役割を果たしているツーリズム持続可能性グループ（TSG：Tourism Sustainability Group）がまとめた報告書の考察を行っている。

（11）仮訳 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf（2021 年 9 月 27 日参照）

（12）トリプルボトムラインとは，1994 年に英国の環境コンサルタントのエルキントン氏が提唱した概念で，企業

活動を経済，環境及び社会の三つの側面から評価し，その結果を対外的に持続可能性レポートとして報告するというものである（二神，2013:9）

（13）An and Alarcón（2020）は，学術データベース（SSCI と SCIE）における持続可能な農村観光に関する論文（2009 年～2019 年を対象）をレビューし，その特徴を分析した。

［参考文献］

【日本語文献】

青木辰司（2022）「農泊品質評価支援事業の背景と課題」（令和 4 年度農水省農泊関連予算オンライン説明会，02_【日本ファームステイ協会】農泊品質評価支援制度_資料），https://jpcsa.org/wp/wp-content/uploads/2022/02/202202009_02.pdf（2022 年 2 月 14 日参照）.

石井昭夫（1999）「観光のためのアジェンダ 21」（3．観光のためのアジェンダ 21（解説）（観産研レポート 1999 年 12 月）），http://www7b.biglobe.ne.jp/~aki141/sub4.html（2022 年 3 月 10 日参照）.

石井昭夫（2000）「翻訳　観光のためのアジェンダ 21」『立教大学観光学部紀要』2：80-104. https://doi.org/10.14992/00006205.

一般財団法人運輸総合研究所「観光を活用した持続可能な地域経営に関する研究」，https://www.jttri.or.jp/research/tourism/2020theme02.html（2022 年 2 月 20 日参照）.

一般財団法人運輸総合研究所・国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所（2022）「観光を活用した持続可能な地域経営に関する手引き」，https://www.jttri.or.jp/research/tourism/220322kanko_tebiki.pdf（2022 年 3 月 24 日参照）.

植田和弘（2010）「ルーラル・サステイナビリティ論序説」『農村計画学会誌』29(1)：7-10. https://doi.org/10.2750/arp.29.7.

大江靖雄（2019）「持続的農村ツーリズムの展開に向けての課題－コミュニティ・ベース・ツーリズムの視点から－」『農村計画学会誌』38(1)：10-14.　https://doi.org/10.2750/arp.38.10.

外務省（2015）「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（仮訳），https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf（2021 年 9 月 27 日参照）.

観光庁（2020）「自治体や観光地域づくり法人（DMOI 等における効果的で持続可能な観光地マネジメントの推進へ！～「日本版持続可能な観光ガイドライン」を取りまとめました～），https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000148.html（2021 年 9 月 3 日参照）.

観光庁（2021）「「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に係るモデル事業を実施しました！～今から始められる，with コロナ，after コロナ禍での持続可能な観光を実現するための情報が満載です！～」，https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000181.html（2021 年 12 月 24 日参照）.

観光庁（2022）「持続可能な観光」の取組，https://www.mlit.go.jp/kankocho/jizokukanou.html（2022 年 3 月 3 日参照）.

観光庁持続可能な観光推進本部（2019）「持続可能な観光先進国に向けて」，https://www.mlit.go.jp/common/001293012.pdf（2021 年 9 月 3 日参照）.

観光庁・UNWTO 駐日事務所（2020）「日本版持続可能な観光ガイドライン」，

https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001350849.pdf（2021 年 9 月 3 日参照）.

北村祐介・柴原尚希・稲葉敦（2021）「持続可能な観光に関する政策動向と LCA 研究の方向性」『二音 LCA 学会』17(1)：8-15， https://doi.org/10.3370/lca.17.8.

九里徳泰・敷田麻実・小林裕和（2005）「持続可能な観光－そのフレームワークと概念の体系化への試考－」『日本観光研究学会第 20 回全国大会学術論文集』: 253-254.

九里徳泰・小林裕和（2006）「持続可能な観光論－歴史・理論・戦略」『日本観光研究学会第 21 回全国大会学術論文集』: 81-84.

国土交通省国土交通政策研究所（2018）「持続可能な観光政策のあり方に関する調査研究」『国土交通政策研究』146.

五艘みどり（2017）「持続的農村形成に向けたルーラルツーリズムの研究動向」『立教観光学研究紀要』19：27-37. https://doi.org/10.14992/00014652.

高橋葉子（2021）「持続可能な観光ガイドラインに沿った取り組み評価と KPI の設定」『観光学高等研究センター叢書』15：93-99.

田原榮一（1999）「新しい観光と持続可能な観光の枠組」『九州産業大学商経論叢』40(3)：59-84.

藤稿亜矢子（2018）『サステナブルツーリズム　地球の持続可能性の視点から』晃洋書房.

中島泰・清水雄一（2013）「世界観光機関（UNWTO）による持続可能な観光のための指標を活用した観光地の管理・運営の体系」『観光文化』216：14-20.

中島泰（2016）「観光研究最前線(2) 持続可能な観光のための指標研究－欧州における研究事例との比較から」『観光文化』228：41-47.

農林水産省「農村振興「農泊」の推進について」,
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html#nouhaku(2022 年 2 月 10 日参照).

農林水産省（2022）「農泊推進研究会資料一覧」,
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/suishin_kenkyu.html(2022 年 2 月 20 日参照).

農林水産省（2019）「農泊推進のあり方検討会　中間とりまとめ」,
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku_top-71.pdf(2021 年 12 月 23 日参照).

農林水産省（2021）「農泊をめぐる状況について」,
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku_top-48.pdf(2021 年 12 月 23 日参照).

二神真美（2008）「観光における「持続可能性」指標の開発に関する一考察」名古屋商科大学論集 53(1)：151-166.

二神真美（2013）「観光分野における持続可能性指標開発の系譜」『観光文化』216：9-13.

二神真美（2014）「持続可能な観光地マネジメントのための総合的指標システム－欧州連合の取り組みを中心に」『名古屋商科大学論集』59(1)：217-230.

二神真美（2015）「持続可能な観光地のための総合的指標システム－世界の動向と課題」『第 29 回日本観光研究学会全国大会学術論文)』341-344.

真子和也（2020）「持続可能な観光をめぐる政策動向」『調査と情報』1110.

https://doi.org/10.11501/11525355.

宮本佳範（2009）「“持続可能な観光”の要件に関する考察－その概念形成における二つの流れを踏まえて－」『東邦学誌』38(2)：11-22.

【外国語文献】

An Wookhyun and Silverio Alarcón(2020）How Can Rural Tourism Be Sustainable? A Systematic Review. *Sustainability*,12(18), 7758.
https://doi.org/10.3390/su12187758.

European Commission (2016) The European Tourism Indicator System ETIS toolkit for sustainable destination management.

Global Sustainable Tourism Council(GSTC) https://www.gstcouncil.org（2021 年 12 月 24 日参照）.

Indicators of Sustainable Development or Tourism Destinations A Guidebook (2004).

Pérez Victor Ernesto, Alain Hernandez Santoyo, Flor Guerrero, Maria Amparo León, Chrisyian Luiz da Silva and Rafael Caballero (2017) Measuring the sustainability of Cuban tourism destinations considering stakeholders' perceptions. *International Journal of Tourism Research*,19, 318–328. https://doi.org/10.1002/jtr.2114

Reed, M., Fraser, E., & Dougill, A. (2006) An adaptive learning process for developing and applying sustainability indicators with local communities. *Ecological Economics*, 59, 406–418.

United Nations Sustainable Development United Nations Conference on Environment & Development Rio de Janerio, Brazil, 3 to 14 June 1992 AGENDA 21.
https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/Agenda21. pdf (2021 年 9 月 27 日参照).

United Nations World Tourism Organization (2004) Indicators of Sustainable Development for Tourism Destinations A Guidebook.

World Commission on Environment and Development (1987) Our common future. Oxford University Press.